

境港市令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補助金（以下「本補助金」という。）について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行）第3条第10号に定める地域経済変動対策資金について、境港市地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年4月1日施行）第3条第1項の規定に基づき指定した「令和5年度エネルギー・原材料価格の高騰」（令和5年4月3日付け発境水商第1号境港市長通知）に係る融資（以下「当該融資」という。）を受ける者（以下「借入事業者」という。）が、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借り入れた資金（以下「借入金」という。）のうち、新規借入金（既存借入金の借換を目的とした借入を除く資金をいう。）に係る利子負担に対し支援することにより、エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた者の経営の維持、安定を図ることを目的として交付する。

(補助金の額)

第3条 本補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間（以下「補助算定期間」という。）における当該融資のうち新規借入金に対する利子（借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を乗じて得た額をいう。）に相当する額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、借入事業者が償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は対象としない。

(補助対象期間)

第4条 本補助金の交付の対象となる期間は、新規借入金に対する利子の返済が開始される月から起算して36か月以内とする。

(交付の対象とならない場合)

第5条 借入事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付の対象としない。

(1) 境港市税の滞納がある場合。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の規定による徴収猶予の許可を受けている場合を除く。

(2) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号

に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する場合
(交付の申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする借入事業者は、補助算定期間の属する年の翌年の1月31日までに、境港市令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該融資申込書の写し(初回の申請時のみ)
 - (2) 境港市地域経済変動対策資金利子払込証明書(様式第2号)
 - (3) 境港市税の納付状況調査同意書(様式第3号)
 - (4) 役員等名簿(様式第4号)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定及び交付額確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、本補助金の交付決定及び額の確定を行い、境港市令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第5号。以下「交付決定等通知書」という。)により、当該借入事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた借入事業者は、交付決定等通知書を受領した日から30日以内に、境港市令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補助金支払請求書(様式第6号)に当該交付決定等通知書の写しを添えて、市長に本補助金の請求をしなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日以降の新規借入金に係る利子から適用する。